

岡田マリの 渋谷区 ガイド

Vol.25



渋谷区で
パートナーシップ証明制度が
2015年から始まって以来、
10年以上がたちました！

岡田マリの渋谷区ガイド Vol.25



本ガイドはこの10年（2015年以降）の動きをもとに作成しており、一部に2026年3月時点の情報も含まれています。内容は今後変更される可能性がありますので、最新情報は各ホームページ等でご確認ください。

目次

はじめに	①渋谷発 日本を動かしたソーシャルイノベーション	03
	②データでみるパートナーシップ制度 全国カバー率の推移	04
	③背景- 2015年、性的マイノリティがおかれていた立場とは用語解説	06
	④渋谷区パートナーシップ証明制度とは	07
	⑤年表をみながらこんなこと、あんなことありました	08
	⑥この10年間のことを少し詳しく振り返ってみましょう	10
	①「渋谷区多様性社会推進条例の制定にかかわる検討会」について	10
	②渋谷区議会における研修会について	11
	③渋谷区基本構想について	12
	④渋谷区議会に「多様性社会推進特別委員会」の設置	14
	⑤岡田マリの、思い起こすと	14
	⑥条例改正 さらなる多様性を尊重する包摂的な人権条例へ進化	16
	⑦長谷部区長のコメント 10年たって	18
	⑧パートナーシップ証明書を取得した区民の声	19
	⑨さまざまな取り組み（渋谷ジェンダー平等推進アワード、渋谷ジェンダー映画祭）	20
	⑩しぶや区ニュースにも時々表紙を飾り話題となりました	21
	⑦区民のみなさまが安心して、暮らし、学び、働ける取り組み	22
	⑧渋谷インクルーシブシティセンター〈アイリス〉について	24
	⑨相談事業	25
岡田マリの	⑩渋谷インクルーシブシティセンター〈アイリス〉注目事業！	28
	⑪渋谷区多様性社会推進のあゆみ	29
	終わりに	30

本ガイドでは、この10年を振り返る観点から、当時広く使われていた「LGBT」という表現を用いています。

はじめに

①渋谷発 日本を動かした ソーシャルイノベーション

渋谷区でパートナーシップ証明制度が2015（平成27）年に始まってから、10年以上がたちました。あつという間の10年だったように感じますが、制度が形になるまでの3年間は、本当に長く感じた日々でもありました。

メディアなどでは「パートナーシップ条例」と報じられていましたが、正式には「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」という多様な性を含めたジェンダー平等な社会を目指す条例の中に、パートナーシップ証明についての制度が明文化され、この条例に基づいてスタートしたものです。

2012（平成24）年6月、区議会議員だった長谷部健氏（現・区長）が本会議でこの制度について初めて質問をしました。

また、私自身もアメリカ留学中に、周囲に性的マイノリティ当事者がいたこと、そして外国人という立場で差別を受けた経験から、少しでも社会の一助になればという強い思いを抱き、2013（平成25）年の本会議で後押しする形で制度の導入を提案いたしました。

渋谷区では当事者ではない、いわゆる「アライ（Ally）=支援者・サポーター」が、当事者の生きづらさを少しでも解消できればという思いから提案、制度の実現に向けて動き出しました。前例のない制度に対して「何ができるか」を共に考え、模索し、知恵を出し合い、検討を重ね、実現に至りました。

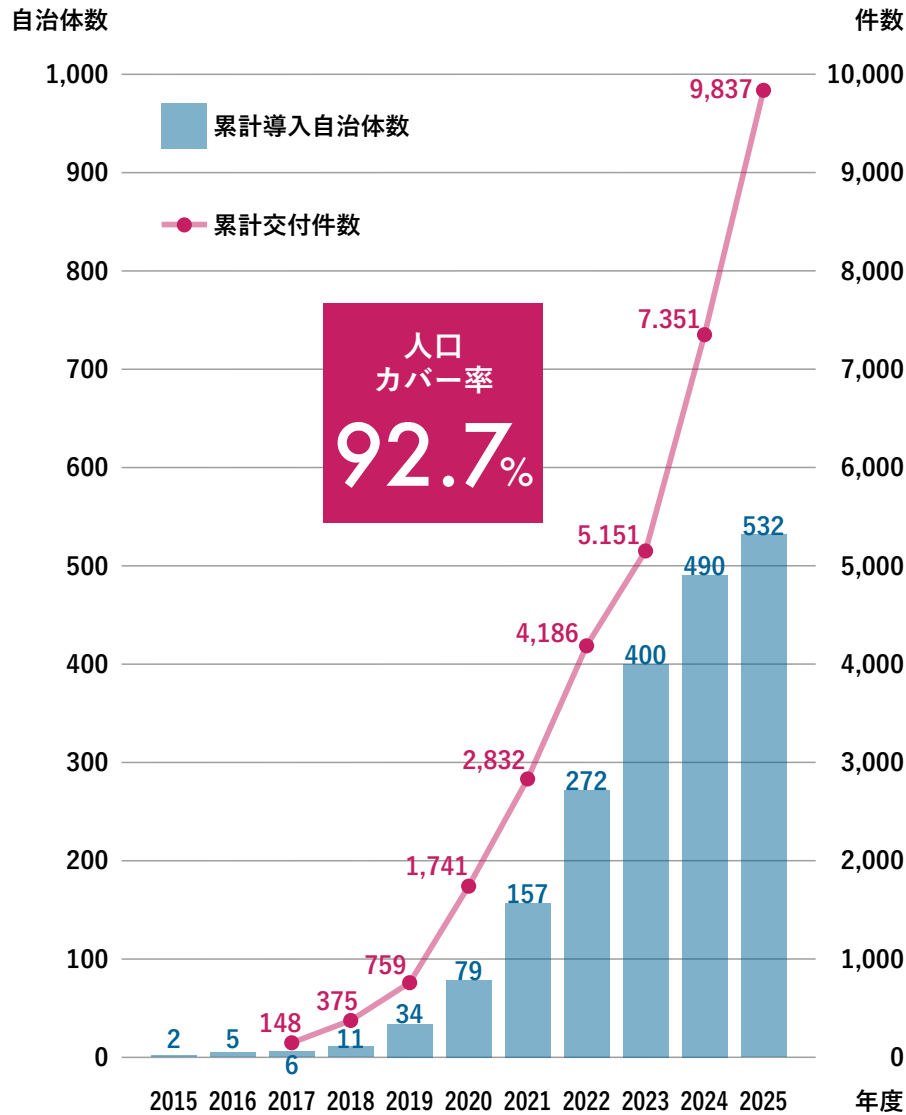
その後、この10年間で、制度は日本全国へと広がり、2025年5月現在では人口カバー率が92.7%に達しています。つまり日本の人口のうち9割以上がパートナーシップ制度のある自治体に住んでいるということ！

今振り返ると、このパートナーシップ証明制度は、渋谷区が誇るソーシャルイノベーションだったと感じています。

そのイノベーションは、制度の進化とともに、今なお渋谷区を前に進める力として広がり続けています。

この制度がその後どのように進化してきたかを、ぜひ、お読みいただけたらうれしく思います。

② データでみるパートナーシップ制度 全国カバー率の推移

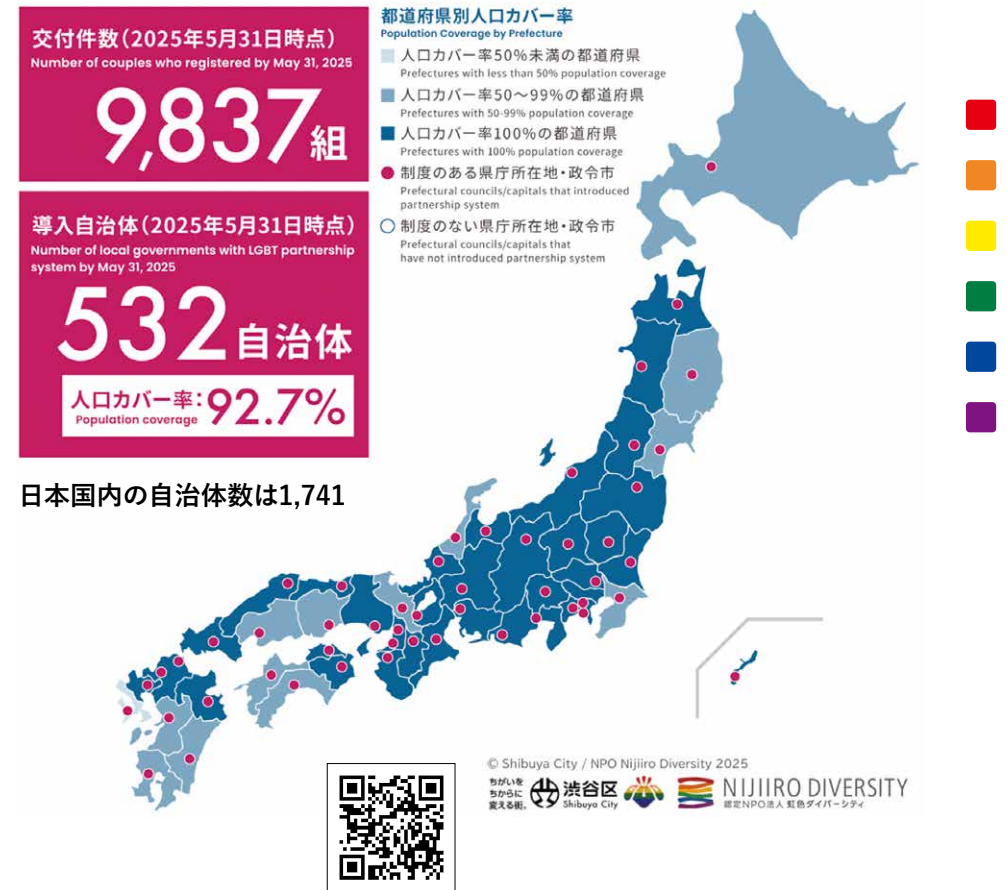


人口
カバー率
92.7%

渋谷区 88組

2026年
3月3日現在

渋谷区・虹色ダイバーシティ 全国パートナーシップ制度共同調査
Shibuya City Office・NPO Nijiuro Diversity Collaborative Study of LGBT Partnership Coverage in Japan



このページのデータは2025年5月31日時点

③背景- 2015年、性的マイノリティがおかれていた立場とは

パートナーシップ証明制度が始まる2015年以前は、「LGBT (性的マイノリティ、LGBTQ、LGBTQ+)」という言葉すら知らない人も多く、性的マイノリティの人たちは社会的にも制度的にも十分に認識されているとはいえない、いわば「見えにくい存在」でした。

そうした中で、2015年に渋谷区で「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」に基づき、パートナーシップ証明制度が創設され、日本社会において性的マイノリティの存在が可視化される大きな転機となりました。

それまで社会の中で十分に認識されてこなかった人たちが、広く社会の中で認知され、自分を隠したり偽ったりすることなく、ありのままの自分で歩いていける存在として語られるようになったのです。

その後、渋谷区の意識調査(2025年)では、区民の83.6%、在勤者の89.9%、在学者の84.7%が「LGBT」という言葉を認知するまでになりました。

しかし現在でも、税の控除(扶養)、保険金の受け取り、遺産相続、パートナーの葬儀への参列など、異性カップルと比べると実現できないことが多いのが現状です。

用語解説

- 「ソーシャルイノベーション」: 社会課題を、新しい仕組みや発想、協働によって解決し、社会をより良く変えていく取り組み。
- 「LGBTQ」: 性的マイノリティを表す言葉で、次の頭文字からできています。
L (レズビアン): 女性が女性を好きになる人、G (ゲイ): 男性が男性を好きになる人、B (バイセクシュアル): 男女の両方を好きになる人、T (トランスジェンダー): 出生時の性別と自分の性の認識が一致しない人、Q (クィア/クエスチョニング): 既存の性の枠に当てはまらない人、または自分の性を探している人つまり、性的指向や性自認の多様なあり方を表す言葉です。
- LGBT・LGBTQ・LGBTQ+の違い: 基本は同じ意味。LGBTにQや+を加えることで、より多様な性のあり方を含めて表す表現になる。
- アライ(Ailly): LGBTQの人たちを理解し、応援する人。
- インクルージョン: 年齢・性別・障がいなどの違いに関係なく、すべての人が社会に参加できる状態。
- ダイバーシティ: 性別、年齢、国籍、価値観など、人の違いを認め尊重する考え方。
- 多様性社会推進: さまざまな背景や価値観を持つ人が互いを尊重し、誰もが自分らしく生きられる社会を進めること。
- 「多様な性」と「多様性」の違い: 多様な性は性のあり方の違い。多様性は性別だけでなく年齢、文化、人種や国籍、宗教、価値観など社会の幅広い違いを指す。

本ガイドはこの10年(2015年以降)の動きをもとに作成しており、一部に2026年3月時点の

④渋谷区パートナーシップ証明制度とは

渋谷区パートナーシップ証明制度とは、東京都渋谷区が2015年に全国で初めて導入した、同性カップルなど法律上の婚姻とは異なるものとして、婚姻関係と同程度の実質を備える二者間の関係を、自治体である渋谷区が「パートナーの関係である」ことを証明する制度です。

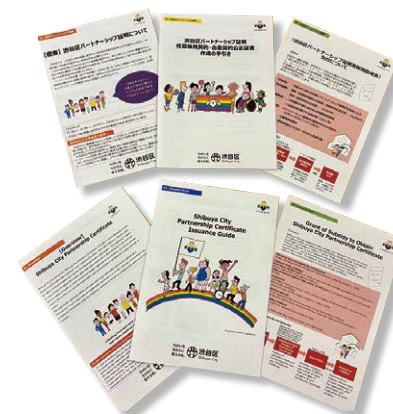
最大の特徴は、渋谷区議会の議決を経て可決され、条例に基づいた制度ということ。そのため区長が交代しても制度は簡単には変わりません。また、公正証書等の提出が必要であり、その上で区が「証明書」を交付するというものです。公正証書とは個人間の取り決めに公証人という法律のプロが公的な契約文書にしてくれる仕組みです。そのため「任意後見(何かあったら代理人になる)」や「扶養義務(生活を支え合う)」を契約していれば、病院や不動産屋さんでも証明力が強く、また住宅ローンを二人で組める可能性が広がるというのが特徴です。

さらに、東京都パートナーシップ宣誓制度との連携制度があり、英語版の取得マニュアルの整備、取得費用の一部助成、パートナーシップに関する無料の法律相談がある点も特徴です。

2024(令和6)年4月から戸籍上の性別が異なる事実婚のカップルも制度が利用できるようになりました!

「渋谷区パートナーシップ証明」と同時期に始まった世田谷区の「パートナーシップ宣誓」は、LGBT当事者がパートナーであることを宣誓書に自署し、区がその意思を受け止めて受領証を発行する仕組みです。

渋谷区と異なる点は公正証書の作成は不要であり、また、この制度は条例ではなく「要綱」に基づいているため、区の判断により柔軟な運用が可能となっています。受領証には区長からのメッセージが添えられています。



情報も含まれています。内容は今後変更される可能性がありますので、最新情報は各ホームページ等でご確認ください。

⑤年表をみながらこんなこと、あんなことありました

2005(平成17)年頃		NPO「グリーンバード」(ゴミ拾い)の活動を通じて、長谷部区議会議員 (当時)がトランスジェンダー当事者と出会う
2012(平成24)年 6月	渋谷区議会(第2回定例会)	LGBT向のパートナーシップ証明書についての質問が出る
2013(平成25)年 3月	渋谷区議会(第1回定例会)	LGBTパートナーシップ証明書社会参加できるようにする
2013(平成25)年 6月	渋谷区議会(第2回定例会)	区独自のパートナーシップ証明書の発行を提案 マリ提案!
2013(平成25)年 9月	渋谷区議会(第3回定例会)	区独自のパートナーシップ証明書の発行についての質問 マリ提案!
2014(平成26)年 6月	渋谷区議会(第2回定例会)	「(仮)渋谷区多様性社会課題として検討すべき答弁
2014(平成26)年 7月	桑原区長(当時)による「渋谷区多様性社会推進条例の制定にかかわる検討会」発足	推進条例の制定にかかわる検討会」でパートナーシップ証明書の発行をという提案に対し「検討会で検討を進めていきたい」と桑原区長(当時)から
2015(平成27)年 3月	渋谷区議会(第1回定例会)	「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」可決
2015(平成27)年 4月1日	「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」施行	
2015(平成27)年 4月1日	「渋谷女性センター・アイリス」から「渋谷男女平等・ダイバーシティセンター〈アイリス〉」へ改称	
2015(平成27)年 9月	LGBTQにじいろ電話相談開始	
2015(平成27)年 10月28日	「渋谷区パートナーシップ証明」申請受付開始	
2015(平成27)年 11月5日	「渋谷区パートナーシップ証明書」交付開始	
2016(平成28)年 2月	渋谷区議会にて第一回研修会「セクシュアルマイノリティ、その多様な性を『知る』ために」レズビアンカップルから講演をいただく	
2016(平成28)年 10月	新たな渋谷区基本構想策定。渋谷区の未来像を「ちがいを ちからに 変える街。渋谷区」とする	
2016(平成28)年 11月	「#渋谷にかける虹」(渋谷区LGBTコミュニティスペース)のキックオフイベント、2017年から事業化	
2017(平成29)年 5月	「東京レインボープライド(現・東京プライド)」への渋谷区ブース出展。今では区内4大学と連携して出展、この取り組みは全国に	
2017(平成29)年 11月	「しゅやレインボー宣言POP」提供事業	
2017-2019(平成29-令和元年)	区内26の小中学校に対して、教員向けのLGBT研修を実施	
2018(平成30)年 8月	「にじいろパートナーシップ法律相談」の開始(当初は独立した専門相談でしたが、今は法律相談の枠組みで実施)	
2019(令和元年)年 6月	渋谷区議会に「多様性社会推進特別委員会」設置	
2024(令和6)年 3月	(条例改正) 「渋谷区人権を尊重し差別をなくす社会を推進する条例」可決	
2024(令和6)年 4月1日	(条例改正)「渋谷区人権を尊重し差別をなくす社会を推進する条例」施行	
2024(令和6)年 4月1日	「渋谷インクルーシブシティセンター〈アイリス〉」へ改称	

区役所を街宣車を取り囲み、組織的な反対運動が行われ、数千枚の意見FAXが区役所に届きました。

本ガイドはこの10年(2015年以降)の動きをもとに作成しており、一部に2026年3月時点の

情報も含まれています。内容は今後変更される可能性がありますので、最新情報は各ホームページ等でご確認ください。

⑥この10年間のことを 少し詳しく振り返ってみましょう

①「渋谷区多様性社会推進条例の 制定にかかわる検討会」について

2014(平成26)年7月「渋谷区多様性社会推進条例の制定にかかわる検討会」が設置されました。初代座長は社会言語学、ジェンダー論、女性学の研究者、元立教女学院短期大学教授であられた海老原暁子先生。

以下は、検討委員メンバーが当時を振り返った貴重なコメントです。

検討会メンバーに声がかかったときの感想は？

「当初、参加を打診されましたが、『本来はLGBT当事者が担うべきではないか』と迷い、一度は辞退しました。

しかし最終的には、代弁者という立場でかかわることを決意しました。」

メンバーに当事者はいたのですか？

「検討会にはLGBT当事者はおらず、また身近にいるという方もほとんどいませんでした。」

当事者と話をするなど、ヒアリングする機会をもったのですか？

「当事者の方々と委員全員が直接対話する機会を得ました。日常生活での困りごとなどを伺い、支援や制度がほとんど存在しない現状を知ったことで、委員は強い課題意識を持つようになりました。

こうして当事者についてゼロから学び、議論を積み重ねていきました。」

その後の流れは？

「そして最終的には委員全員の思いが一致し、男女平等参画の推進にとどまらず、パートナーシップ証明制度の創設までを盛り込んだ報告書をまとめるに至り

ました。2015(平成27)年1月20日、報告書を桑原区長に提出しました。』

検討会のみなさんは、どんな気持ちで取り組んでいましたか？

「前例のない制度づくりにあたり、『正直こわいです』と語った職員の言葉に象徴されるように、そこには希望と不安が入り混じっていました。」

座長として尽力された海老原暁子先生は、がんを患いながらも「何があってもこれを形にしたい」と強い思いで取り組まれました。途中から出席はかなわなくなりましたが、最後までこの検討会への思いを貫かれました。

海老原先生は2015年3月23日に逝去され、そして3月31日、先生の思いのこもったこの条例は可決されました。

②渋谷区議会における研修会について

条例が採決されてから、区議会議員のLGBTへの理解を深めるため、有志による任意の勉強会を重ねました。その後は「区民に説明ができるよう、区議会議員全員がしっかり理解をしていかなければいけない」という思いのもと、区議会議員を対象とした研修会を開催しました。当事者カップルを講師に迎えたのが第一回、その後、当事者親子のお話や、企業における支援や民間のサポートについて、またトランスジェンダー当事者からのお話、また職場でアライとして、当事者が働きやすい職場環境づくりについてのお話などを伺いました。

さまざまな角度からの研修会で理解を深めていきました。

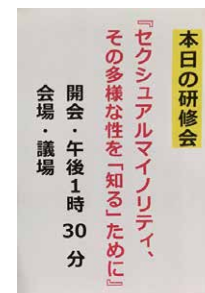
当時の研修会のテーマ

第一回研修会 2016年(平成28年) 2月

「セクシュアルマイノリティ、その多様な性を『知る』ために」

第二回研修会 2017年(平成29年) 2月

「セクシュアルマイノリティの子どもたち-親と子の視点から」



第三回研修会 2018年(平成30年) 2月

「LGBT施策、企業の取組みについて」

第四回研修会 2018年(平成30年) 12月

「普通をイノベートするー自分を生きるためにー」

第五回研修会 2020年(令和2年) 2月

「アライで変わる職場と社会ーアライとは何か?今アライにできること」



岡田マリのコメント

今では「性の多様性」や「LGBT」という言葉が広く知られるようになりましたが、2016年当時は、「セクシュアルマイノリティ」という表現を渋谷区議会でも掲げながら、理解を広げるための研修会を開催していました。

こうした研修会を区議会として開催していることを他の区市町村の議員に話すと、そのような例はほとんどなく、「どうすれば区議会で、そんな画期的な研修会を開くことができるのか」と、聞かれることもありました。

当時はまだ、自治体において性の多様性への理解を深める取り組みが始まったばかりの時代でした。そうした中で、議会として学びの場を設けることができたことは、今振り返っても大きな意味があったと感じています。

ます。

2015(平成27)年11月に渋谷区基本構想審議会を立ち上げ、毎月定例で議論を重ね、2016(平成28)年8月に答申がまとめられました。その内容を踏まえて区が最終案を作成し、同年10月に新しい基本構想が策定されました。

基本構想審議会にかかわった職員に、 渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例が 基本構想にどんな影響を与えたのか、当時のことを伺いました

本条例が施行された2015(平成27)年の11月から20年ぶりの改定となる渋谷区基本構想の審議が始まりました。新たな基本構想の策定に当たり、渋谷区が大切にするものとして、「ダイバーシティとインクルージョン」を挙げました。

多様性(ダイバーシティ)を受け入れるだけにとどまらず、その多様性をエネルギーへと変えていくこと(インクルージョン)です。

審議の資料とするために実施された区民意識調査において、本条例の認知度を調査していますが、「内容まで知っている」人が3割、「内容まで知らないが条例の名前は聞いたことがある」人が4割を超え、当時の認知度の高さが示されています。

本条例が「ちがいを ちからに 変える街。渋谷区」を渋谷区の未来像とする基本構想に与えた影響は大きいものがあります。



③渋谷区基本構想について

渋谷区基本構想は「渋谷区が将来目指すべきまちの姿(将来像)と、その実現に向けた基本的な考え方を示すもの」です。

この基本構想では、渋谷の将来像として「ちがいを ちからに 変える街。渋谷区」を掲げ、年齢・性別・国籍・障がい・性的指向や価値観などの多様な違いを尊重し、それをまちの活力や創造性へと生かすことを目指す将来像です。

誰もが自分らしく安心して暮らし、挑戦できる包摂的な都市の実現を掲げてい



岡田マリのコメント

私は初めて、基本構想に掲げられた「ちがいを ちからに 変える街。渋谷区」という言葉を目にしたとき、思わず誇らしい気持ちになりました。今でも「はたちのつどい」の式典では、新成人の発表の中でこのフレーズが時折引用されることがあります。この基本構想の理念が確かに受け継がれているのだと、うれしく感じています。

④渋谷区議会に 「多様性社会推進特別委員会」の設置

渋谷区議会ではLGBTについての理解を深めるための研修会を重ね(P.11)、2019(平成元)年、さらに誰もが自分の力を生かせる多様性社会の推進に向けて、「多様性社会推進特別委員会」の設置をしました。性のありよう、年齢、障がいの有無、人種、国籍等の多様性を認め合い、すべての人の人権を尊重し、自分らしく生きることができる社会を推進するため、多様性に関する調査ならびに対策に取り組んでいます。

研修会も定期的に開催し、当時の永田龍太郎男女平等・ダイバーシティ推進担当課長を講師に迎え、「多様性を尊重する社会の推進について～LGBT関連事業～」をテーマに、その後は東京都聴覚障害者連盟会長、事務局長を講師に迎え、「手話言語条例制定～多様性社会の機運醸成に繋げるために～」 「デフリンピック東京開催招致に向けて」「手話ワンポイントレッスン」について研究会を行いました。研究会後、東京都へ「デフリンピックの東京開催を求める意見書」の提出へとつながりました。他にも「重層的支援体制整備事業をめぐる誤解と目指す姿」「歴史のなかのジェンダー ～日本の性差史～」 「ハラスメント根絶に向けた議員の意識改革」などをテーマに研究会を開催しました。

また、毎年渋谷区くみんの広場に出展し「多様性社会推進の啓発」など区民へ多様性への理解を深めています。

⑤岡田マリの、思い起こすと

長谷部区議会議員(当時)に続き、2013(平成25)年には私も本会議において提案を行い、当時の区長である桑原敏武区長より「専門家のご意見等を聞きながら前向きに検討してまいりたい」という答弁を引き出すことができました。

そこで「パートナーシップ証明書」の実現に向けて、長谷部議員(当時)と、当時から当事者として公表していた石坂わたるの中野区議会議員、石川大我豊島区議会議員(当時)に声をかけ、ネットワークを立ち上げ、意見交換を重ねました。

その中で「やはり条例にするのがよいのではないか」ということから、「渋谷区

パートナーシップ条例(仮称)」を作成することにしました。

当時は十分な資料や先例もなく、海外の事例などを参考にしながら、何度も議論と修正を重ねました。また、当事者のみなさまに確認していただくこともありましたが、真っ赤になった修正やコメントからは多くの気づきと学びがあるとともに、そこからさらに検討を重ね、条例案を作成していきました。

結果として、その条例案は表に出ることはありませんでしたが、渋谷区では検討会を経て、パートナーシップ証明制度を含む「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」が施行されました。

今振り返ると、男女平等と多様性を内包したこの条例は、日本社会を変える大きな一歩となり、なんと先見性のある条例だったのさだろうと感じています。

しかし当時は、そのような10年後の未来を想像することもなく、試行錯誤の過程とともに歩んでくださったお二人、そして拙い条例案の確認にご協力くださったみなさまには、今も深く感謝しています。

当事者議員のお二人に、改めて当時のことを伺いました。

中野区議会議員 石坂わたるさん

パートナーシップ制度ができたことで、人権施策の対象として同性カップルをきちんと位置づける根拠になりました。

渋谷区でパートナーシップ証明書発行を実現させたいと相談を受けたとき、印象的だったのは、性的マイノリティ当事者ではない議員が取り組もうとしていたことです。

当事者が声を上げるのは当然と思われがちですが、そうではない人が動くことにこそ、多くの自治体に広げていくうえで意味があると感じました。

また、この制度の創設は、短期の人間関係ではなく、人生を長期にわたり同性カップルとして共に生きていくために何が必要か、ということを考えるきっかけにもなりました。

私が区議を務める中野区でも、渋谷区と世田谷区の方式を取り入れた形で2018(平成30)年に制度がスタートしました。

前参議院議員 石川大我さん

性的マイノリティ当事者ではない区議が提案を進めていく中で、当事者自身が当事者の目線で語ることも重要だと感じました。

私の地元である豊島区でも同様の取り組みに向けて動いていましたが、渋谷区が全国で最初に実現したことは、さすがだと思います。渋谷区が条例として制定したことで、豊島区でも2019（平成31）年に条例改正によりパートナーシップ制度が始まりました。

あれから10年。ここまで制度が広がるとは当時は思っておらず、心からうれしく感じています。

しかし、パートナーシップ制度と婚姻は異なる制度です。次こそは、婚姻の平等の実現に向けて取り組んでいきたいと考えています。

⑥ 条例改正 さらなる多様性を尊重する包摂的な人権条例へ進化

制度制定から9年後「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」は見直され、進化し、2つの条例「渋谷区多様性を認め合う社会を推進する条例」「渋谷区人権を尊重し差別をなくす社会を推進する条例」が制定されました。

これらの条例は、性別、国籍、障がい、性のありようなど、一人ひとりの多様な違いを尊重し、あらゆる差別をなくしていくことを目的としています。区、渋谷にかかわる人々（渋谷民）、事業者がそれぞれの立場で理解を深め、行動することで、誰もが自分らしく生きられるまちをつくることを目指しています。違いを認め合い、支え合う社会の実現に向けた、渋谷区の基本的な考え方を示した条例です。



本ガイドはこの10年（2015年以降）の動きをもとに作成しており、一部に2026年3月時点の



岡田マリのコメント

2024（令和6）3月、この条例改正時の本会議で賛成討論をしました。それまでの出来事や変化を思い起こしながらの討論でした。その討論の内容を紹介します。

『2012年、当時区議会議員であった長谷部区長が本会議でパートナーシップ証明書の発行を提案したことをきっかけに、2015年に「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」が制定されました。条例施行後、渋谷区の取り組みには全国から注目が集まりました。2015年から2023年までに、渋谷区議会には全国51の議会が視察に訪れ、男女平等・ダイバーシティセンター〈アイリス〉（現・渋谷インクルーシブシティセンター〈アイリス〉）には424件もの視察がありました。

その後、パートナーシップ制度は全国へ広がり、多くの当事者の方々に希望をもたらしています。

またこの間、渋谷区議会では女性議員が7名から15名へと倍以上に増えるなど、社会の変化も生まれています。

ある日、区内の飲食店で隣に座った方から、「この条例に背中を押されて東京で働き、今はパートナーと暮らしています。この条例がなければ今の自分はなかった」と涙ながらに語られたことがあります。

今回の人権条例は、多様性条例をさらに発展させ、外国人や障がい者なども含め、より包摂的に人権を守る社会を目指すものです。

今後も社会の変化に合わせて、さらに進化し続けていくことを期待しています。』

このより包摂的な人権尊重を推進する改正条例案は、多くの議員の賛成を受け、2024年3月に無事可決され、4月1日から施行されました。

情報も含まれています。内容は今後変更される可能性がありますので、最新情報は各ホームページ等でご確認ください。

⑦長谷部区長のコメント 10年たって

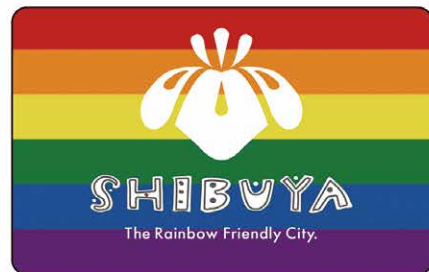
(2025(令和7)年11月第四回定例会 本会議における区長答弁から)
 「2015年11月に渋谷区が踏み出した一歩が、日本全体に広がり社会に影響を与えました。世の中が大きく変わったと感ずます。見えないとされてきた性的マイノリティの方々の日常生活の不便が少しでも解消され、自分らしく生きることができる社会のための後押しになったことは、大変喜ばしいと思っています。

10年前、渋谷区議会が過去に例をみないほど注目され、また批判や不安の声も多く頂きました。そんな中、いろんな議員の力添えで条例に基づく制度が成立し、運用が始まりました。

当時のような批判、非難の声は、もうきかなくなりました。制度も社会的に認知され、しっかり根付いたのだと思います。

多様性を重んじるこのような先進的な取り組みを、渋谷区でできたことを誇りに思う区民の方も多いのではないのでしょうか。この条例で幸せを感じる方も増えたのだと思います。信念をもってしっかり物事を進めていくことの大切さも実感しました。」

渋谷区議会で初めてパートナーシップ証明について提案した長谷部区長、この10年を振り返るコメントには感慨深いものがあります。



本ガイドはこの10年(2015年以降)の動きをもとに作成しており、一部に2026年3月時点の

⑧ パートナーシップ証明書を取得した区民の声

証明書を取得したことが自己肯定感につながった
 他人に認知してもらえるということもそうだが、自分で自分を認めてあげる、これでいいんだねと思うことができたことが大きい。やっと自立して生きていくという気持ちを持つことができた。

選挙に行くようになった。日本では今まで透明人間だった性的マイノリティが、初めて公的に認知されたことが、逆に当事者側の社会の関心へつながりました。

公正証書のメリットや効力
 公正証書により、法的な拘束性のある形で関係を証明できるのがよい。付き合っていくうえでも気持ちが楽である。他自治体にはない重みのある関係を結べる。公正証書があることは重要なことだと感じている。

マンションを借りるときに、渋谷区のパートナーシップ制度を結んでいるということを説明するとスムーズにいく。

お店の人に「ゲイのカップルです」とすらすらと言えた。そう言えたことに自分でびっくりした。意識の背骨のようなものはできたような気がする。パートナーシップ証明は芯になっている。具体的な効用以上にそうしたことが大きい。

パートナーシップ証明書を取得したことでペアローンが組むことができた。ゲイでも共同でマンションローンを組めるという時代になって本当によかったなと思った。幸いまだ2人とも健康だが、今後、体調を崩したりした時に公正証書によって保証されている権利があるのはありがたい。相続などはまた改めて考える必要はあるが、パートナーシップを結んだことで心境の変化は大きい。

渋谷区で
 共に暮らし、
 制度を
 活用している
 友人カップルの声



出典：渋谷区パートナーシップ証明実態調査

情報も含まれています。内容は今後変更される可能性がありますので、最新情報は各ホームページ等でご確認ください。

⑨さまざまな取り組み

(渋谷ジェンダー平等推進アワード、渋谷ジェンダー映画祭)

渋谷ジェンダー平等推進アワードについて

従来のジェンダーやセクシュアリティの固定観念にとらわれず、誰もが過ごしやすい社会づくりに寄与する取り組み(制度、接客、商品、サービスなど)を表彰し、渋谷区全体に発信する取り組みです。



2023年度 渋谷ジェンダー平等推進アワード

認定NPO法人サービスグラント 「ママボノ」 受賞

2024年度 渋谷ジェンダー平等推進アワード

聖心女子大学グローバル共生研究所
青山学院大学スクーンメーカー記念
ジェンダー研究センター
「大学間連携を通じたジェンダー平等・性の多様性理解促進」 受賞

2025年度 渋谷ジェンダー平等推進アワード

渋谷教育学園渋谷高等学校
「LAMBDA Coalition
高校生によるLGBTQ+授業」 受賞

渋谷ジェンダー映画祭

渋谷ジェンダー映画祭は、性別による固定的な役割意識やジェンダーの課題、LGBTなど多様な生き方をテーマにした映画を上映する映画祭です。上映後にはトークや交流も行われ、理解を深める機会となっています。作品ラインナップも多彩なテーマで構成されています。

⑩しぶや区ニュースにも時々表紙を飾り話題となりました

毎月2回発行し、区内全世帯に配布している渋谷区の広報紙「しぶや区ニュース」では、2019年から2026年までの間に、パートナーシップ証明に関する話題やLGBT当事者の方々が表紙を飾る特集が6回掲載されてきました。

記事を読み返してみるとLGBTという表現もLGBTQ、LGBTQ+へと変化し、その時々の変化など、新たな気づきを与えてくれる内容が多くあります。

2019年11月15日号

東京都広報コンクール 広報紙「奨励賞」受賞
渋谷区パートナーシップ証明スタートから4年。
LGBTも暮らしやすい社会を、渋谷から。



2020年11月15日号

東京都広報コンクール 広報紙「最優秀賞」受賞
LGBTQが直面する社会課題を知ろう。
渋谷区パートナーシップ証明取得への思い。



2022年6月1日号

渋谷で暮らし、学び、働くLGBTQのシブヤ民。

最終面は
ご家族の
座談会も



2024年6月15日号

多様な性を祝福する「東京レインボープライド」。



2025年11月1日号

渋谷区パートナーシップ証明 10周年記念
制度導入から10年、LGBTQの存在は「見えていないだけ」という意識を「当たり前」となるように。



2026年3月1日号

高校生が考え、つくり上げるLGBTQ+の授業。
ワークショップを通じて、LGBTQ+の適切な知識を学べる場、理解を広める活動を行っている高校生たちの特集。



⑦区民のみなさまが安心して、暮らし、学び、働ける取り組み

レインボー・アイリス

渋谷区の花「ハナショウブ」のマークに、性の多様性を祝福する6色のレインボーを取り入れたもの。

渋谷レインボー・アイリスを通して支援の気持ちを伝えませんか？ 渋谷インクルーシブシティセンター〈アイリス〉ではバッジやステッカーなどを配布しています。



「しぶやレインボー宣言POP」の開始



渋谷区内の事業所や店舗がアライ（理解者・支援者）であることを自ら宣言し、その証しとしてPOPを掲示してもらい取り組みです。左の写真の「WE.」の後の↓↓部分に事業所名や店舗名を記入します。

このPOPには、渋谷区のパブリックデータである「シブヤフォント」(P.29)を使用。性の多様性と、障が

い者支援が繋がった、まさに「ちがいを ちからに 変える街。渋谷区」を象徴するデザインです！



渋谷区 SOGIEに関するインクルージョン指針（職員向け）

渋谷区職員が*SOGIE（性のありよう）の多様性を尊重し、日々の業務においてふさわしい対応ができるようにと指針を作成しました。



*SOGIE（ソジー）：すべての人が持つ「性のありよう」を表す言葉。

SO：Sexual Orientation（性的指向）

どの性別の人を好きになるか

GI：Gender Identity（性自認）

自分をどの性別だと認識しているか

E：Gender Expression（性表現）

服装や言葉遣いなど、性の表し方。

つまり特定の人を指す言葉ではなく、すべての人が持つ性のあり方を表す概念です。



コミュニティスペース事業 「#渋谷にける虹」

多様なセクシュアリティの人が気軽に安心して交流できる場として、LGBTコミュニティスペース事業を行っています。マンガやゲームなどを置いているため、一人の時間も、みんなの時間も楽しめる場所です。今年度はみんなで“ばんめし”を食べたり、お洋服交換をしたり、毎月さまざまなイベントを楽しみました。



東京プライドへのブース出展

「東京プライド」は毎年、代々木公園に30万人近くが集う、日本最大級のLGBTの人権の祭典です。渋谷区は2017（平成19）年から出展しており、今では青山学院大学、聖心女子大学、津田塾大学、実践女子大学と連携し、4大学から参加してくれた学生ボランティアのみなさまと一緒にブースを作っています。読書会開催や、映画上映会などを通じて、大学での取り組みを後押ししています！

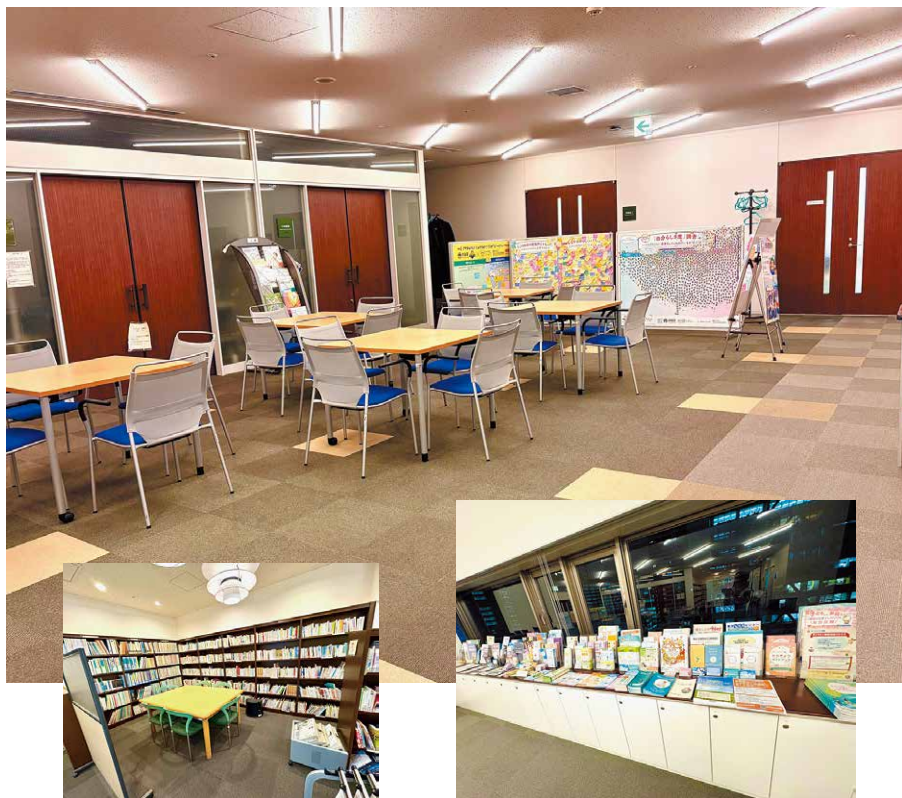


⑧渋谷インクルーシブシティセンター 〈アイリス〉について

渋谷インクルーシブシティセンター（通称名：アイリス）は、ジェンダーやセクシュアリティなど、人権を尊重し差別をなくす社会を推進するための学習・活動・交流および情報提供の拠点となる施設です。「アイリス講座」やアイリス相談（P.25）、団体活動、交流のための場、情報ライブラリーなどを利用できます。

桜丘町23-21

渋谷区文化総合センター大和田8階 03-3464-3395



⑨相談事業

[アイリス相談]

ジェンダー・セクシュアリティなど人権に関する相談窓口です。相談日をご確認ください。



①法律相談（弁護士）

離婚、人権、相続、土地、財産、パートナーシップ証明に必要な公正証書についてなど。第2・4（火） 13:00～16:00 1人50分

②悩みごと何でも相談（心理カウンセラー）

セクハラ、DV、デートDV、人間関係、家族の問題、心の問題など。第3・4（金） 13:00～16:00 1人50分

*法律相談・悩みごと何でも相談は予約制です。予約は月ごとに月初の開館日の9:00から受け付けます（03-3464-3395）。来館での相談が難しい場合は、電話やオンライン相談も実施しています。

*公的な無料相談窓口のため、一人当たりの回数には制限があります。

③LGBTQにじいる電話相談（専門相談員） 専用電話 03-3464-3401（予約不要。相談当日のみつながります）

パートナーや家族、友人との関係、職場や学校での問題など。第2・4（土） 13:00～16:00 1人30分

[そのほかの岡田マリのここも知っておきたい相談窓口]

●渋谷区IPV相談支援センター

IPV相談の「IPV」とは、Intimate Partner Violence（インティメイト・パートナー・バイオレンス）の略で、親密な関係にあるパートナーから受ける暴力や支配的な行為を指します。恋人・配偶者・元配偶者・同居しているパートナーなど、親しい関係のパートナー間のさまざまな暴力について相談員がお話を伺います。性別にかかわらず、ご利用できます。必要に応じて、各専門機関につなぎます。



電話相談：03-6427-0680（月）～（金）9:00～17:00（注）年末年始、祝日を除く

●福祉なんでも相談窓口

生活の困りごとや心配に対して、どこに相談したらいいかわからない場合に。

（月）～（金）8:30～17:00（祝日および年末年始を除く）

窓口相談：渋谷区役所本庁舎2階 電話相談：03-6452-5072

LINE相談もあります。



●福祉なんでも相談窓口分室

（火）～（土）10:00～19:00（祝日および年末年始を除く）

窓口相談：渋谷区文化総合センター大和田9階（地域共生サポートセンター＜結（ゆい）・しぶや＞内）

電話相談：090-7183-6243

【東京都が実施している相談窓口】



●Tokyo LGBT相談（ご本人・ご家族向け）

性自認や性的指向に関する悩みについて、専門相談員が電話やLINEで相談に応じます。

専門電話相談：050-3647-1448 受付時間：（火）（金）18:00～22:00（祝日・年末年始を除く）

●Tokyo LGBT相談 専門電話相談（事業者の方向け）

電話相談：050-3138-4011 受付時間：（火）（金）10:00～17:00（祝日・年末年始を除く）

東京都パートナーシップ宣誓制度の導入を契機として、企業における社内福利厚生制度の見直しや、性的マイノリティの方々働きやすい職場の環境づくり等の取り組みを支援。

【お子さん向け相談先】

●渋谷区の各区立小中学校のスクールカウンセラーに相談する

●渋谷区教育センター 教育相談窓口

相談予約：03-3463-3798 メール：ohisama17@shibuya.tokyo



岡田マリのコメント

教育委員会は2017年から2019年度にかけて区内の全区立小中学校で、教員向けLGBT研修をキャラバンで実施するなど、体制づくりに努めています。

区立中学校では、従来は女子生徒の制服としてスカートが用いられてきましたが、現在はすべての中学校でスラックスも選択できます。また、ジェンダーレス制服を導入している学校もあります。

●チャイルドライン
（NPO法人が行っている相談窓口）



18さいまでのこどもがかけるでんわ

0120-99-7777（フリーダイヤル／無料）（月）～（日）14:00～21:00

岡田マリの



⑩渋谷インクルーシブシティセンター〈アイリス〉注目事業！

◆対話のまちづくりコーディネーター講座

2年間かけて「トラウマインフォームドアプローチ」「オープンダイアログ」「リフレクティング」にヒントを得ながら困難な状況にいたり、関係の中で力の格差がある場合などに、心の傷と共にある人が安心して話ができる、安全で水平な対話の場をコーディネートする力を身につけるという講座。

講師は森川すいめい氏（精神科医、オープン・ダイアログトレーナー）と小澤いぶき氏（児童精神科医・認定NPO法人PIECES代表理事）。受講生は地域活動やボランティア活動を通して活躍しています。

◆ふらっとアイリス・のんびりフィーカ

「対話のまちづくりコーディネーター講座」の卒業生らが企画・運営しているイベントです。フィーカとは、コーヒーを飲みながらのんびりと話すことを楽しむスウェーデン発祥の文化。のんびりフィーカでは、そんなスウェーデンの素敵な文化とトーキングサークルという対話の手法を取り入れて、好きな飲み物を飲みながら参加者がお互いの言葉に耳を傾ける時間を楽しんでいます。

◆アイリス講座はだれもが自分らしく生きるためのヒントが学べます

2025年12月に参加したアイリス講座「それぞれのモグモグ みんなでいただきます」では「ばくばく」「かみかみ」「ごっくん」、これらの動作がうまくできない状態「摂食嚥下（えんげ）障害」や車いすを使用するお子さんが直面する社会の障壁とその課題に寄り添う子ども食堂の対応について、深く学ぶ機会となりました。ユニバーサルベッドの設置について考えるきっかけにもなりました！

ユニバーサルベッドとは：大人も横になれるサイズの大型介助ベッド。高齢者や障がいのある方のおむつ交換などに利用されます。「多目的シート」などとも呼ばれます。



本ガイドはこの10年（2015年以降）の動きをもとに作成しており、一部に2026年3月時点の

⑪渋谷区多様性社会推進のあゆみ

渋谷区では、パートナーシップ証明制度をきっかけに、多様性社会の推進が大きく前進してきたと感じています。これまで、バリアフリーの推進や手話言語条例、やさしい日本語の取り組みなど、多様な人々が安心して暮らせる社会の実現に向けた施策を進めてきました。

ここでは、その取り組みの一部をご紹介します。

○2017年2月 シブヤフォント誕生

シブヤフォントは、障がいのある人が書いた文字や絵をもとに、渋谷区の専門学校生と共にデザインした、渋谷発のフォントプロジェクトです。

○2018年3月 渋谷駅周辺地区バリアフリー基本構想策定

渋谷駅周辺地区バリアフリー基本構想は、高齢者や障がいのある人など誰もが安全で移動しやすいまちを目指すための計画です。

○2021年4月 渋谷区手話言語条例制定

渋谷区手話言語条例は、手話を言語として尊重し、聞こえない人や聞こえにくい人が安心して暮らせる社会を目指す条例です。

○2021年7月 渋谷区に初めてインクルーシブ公園オープン

インクルーシブ公園は、障がいの有無や年齢にかかわらず、誰もが一緒に安心して遊び、楽しめる公園です。

○2023年4月 渋谷区ウェブサイト自動翻訳機能に

「やさしい日本語」および「121言語」追加

「やさしい日本語」とは、外国人や障がいのある人、高齢者などにも情報が伝わるよう、簡単で分かりやすい言葉で伝える日本語です。

○2023年8月 渋谷区IPV相談支援センター開設 P.25参照

○2024年4月 条例改正「渋谷区多様性を認め合う社会を推進する条例」

「渋谷区人権を尊重し差別をなくす社会を推進する条例」 P.16参照

情報も含まれています。内容は今後変更される可能性がありますので、最新情報は各ホームページ等でご確認ください。

終わりに

渋谷区パートナーシップ証明について初めて質問をしたのが2012年(平成24年)、現在渋谷区長で当時渋谷区議会議員だった長谷部健氏。翌年、その提案を後押しするように本会議で質問したのが私でした。

答弁したのは、当時70代だった桑原敏武前渋谷区長でした。それまで行政が介入することのなかったLGBTという多様性に関する課題に、最初は戸惑いもあったと思います。何よりも、その年代の方が理解を示し、答弁し、検討会の発足を経て、条例化へと実行に移してくれたということは、なんと勇気の必要なことだったのか！そしてその決断が社会にとってどれほど大きな一歩であったのかと実感しています。

条例を作った区職員や検討会のメンバーなど、多くの人たちがこの制度の実現のためにかかわってきましたが、渋谷区の場合、アライ(Ally:LGBTの人たちを理解し応援する人々)の人たちがかかわってきたという点は、今振り返っても非常に興味深いと感じています。

この10年間でパートナーシップ証明の発行を含んだ条例は改正され、渋谷区の取り組みはより包摂的な人権尊重へと歩みを進めてきました。また、パートナーシップ証明制度を導入している自治体は532自治体(2025年5月31日時点)。渋谷区と世田谷区からスタートした制度は日本全国へと広がっています。渋谷区において、また日本社会においても、桑原前区長の英断がもたらした種は、今も育ち続けています。

この奇跡のような制度の実現に向けて真正面から取り組んでくださったみなさまに、心からの敬意と感謝を申し上げます。中には天国へと旅立たれた方々もいらっしゃる、今回このガイドを書いているとき、一緒にこの10年以上を振り返りたかった、インタビューをさせていただきたくったと思わずにはいられませんでした。みなさまがいなければ、この制度は実現していなかったと思います。

まだまだ「生きづらさ」を抱えている人たちは多いと感じます。今後は、障がいのあるお子さんを育てる親御さんやご家族が少しでも明るい未来を描ける渋谷区に、また単身世帯などで孤独・孤立を感じている方々が安心して過ごせるよう、そしてだれもが喜びも悲しみも共に分かち合える、そんな渋谷区を目指して、引き続き力を尽くしていきたいと思えます。

この冊子を最後までお読みいただき、ありがとうございました。

岡田マリ

愛犬との早朝のお散歩が日課です。



岡田マリ

渋谷区議会議員(5期目) / 政党無所属

会派: シブヤを笑顔にする会

所属委員会: 文教委員会 / 官民連携事業調査特別委員会(委員長)

渋谷消防団第4分団所属

1968年、神宮前生まれ。現在は恵比寿在住。

駒澤短期大学国文科、米国マサチューセッツ州スプリングフィールド・カレッジ(心理学専攻)卒業。

外資系企業、イタリア系銀行勤務を経て、

2007年より渋谷区議会議員(現職)。

渋谷区の待機児童対策、パートナーシップ証明制度の導入、24時間365日対応の障がい者緊急相談窓口の設置などに力を注ぐ。

声に出せない「生きづらさ」を抱える人々への支援に注視し、だれもが笑顔で暮らせる渋谷区を目指して奮闘中。

2026年3月、人生初のフルマラソンを完走!

政務活動費について

儉約しながら少しでもみなさまのお役に立てるよう「渋谷区ガイド」の作成などで大切にに使わせていただいています。出費項目と金額についてはHPで報告しています。



岡田マリ

〒150-8010 渋谷区宇田川町1-1 渋谷区役所13階

渋谷区議会 シブヤを笑顔にする会

TEL:03-3770-6577 FAX:03-6745-8477

forza@okadamari.com

<https://okadamari.com/>

<https://ameblo.jp/shibuyanookadamari/>



HP



ブログ

2026年3月 現在